

令和 7年 9月 2日

20:30 時点

【第2報・最終】 E19 中央自動車道 ■管内側道草刈りにおける切創事象

【発生日時】 2025年09月02日（火） 15:45頃

【発生場所】 E19 中央自動車道 下り線 285.1kp 側道

【業務名】 2025年度 中央自動車道 ■管内維持修繕業務

【受注者名】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社

【概要】 側道草刈りの作業において、立入防止柵に巻き付いたツタを、鎌を使用して除去しようとしたところ誤って左手を切創したもの。

【被害状況】 人的被害：作業員 ■
左長母指筋腱断裂（現段階では全治4週間の見込み）
物的被害：なし

【時系列】 15:45頃 事象発生。同時刻、現場責任者より所属会社 ■へ連絡
16:00頃 ■会社担当者よりメンテ担当課長へ連絡
16:00頃 被災者か、現場責任者と医療機関へ向け、出発
16:10頃 医療機関 ■へ到着
16:10頃 メンテ ■事業所長及びメンテ本社へ報告
16:15頃 メンテ担当者より、 ■HSCへ連絡
16:50 緊急安全大会実施
16:50頃 ■より ■病院の紹介状を受けそちらへ向かう
17:05頃 ■病院へ到着、診療開始
18:00頃 診療終了

位置図



事故状況（再現）



側道草刈りの作業において、立入防止柵に巻き付いたツタを、鎌を使用して除去しようとしたところ誤って左手を切創したものの。

【原因】

当該作業員は使っていた耐切創手袋が古くなったため、自身で購入した手袋で草刈りを行ったが、耐切創手袋ではなかったことによるもの。

人的要因・・・被災者は片手で作業しており、つるが切れた際勢い余ってもう片方の手の親指に鎌の刃が接触して負傷した。

物的要因・・・耐切創手袋を使用していなかった。

管理的要因・・・作業責任者が作業員の手袋が耐切創手袋かどうか確認できていなかった。

【対策】

人的要因・・・刃物を持っていないほうの手で作業対象の植栽物を押さえながら、作業することを徹底する。

物的要因・・・各会社から支給した耐切創手袋を作業で使用することを徹底する。

管理的要因・・・作業責任者が作業ごとに必要な保護具が記載してあるチェックリストを用いて出発前に保護具を携行しているか確認する。
耐切創手袋は、ISO13997のレベルF(タングステン含有)を使用することを徹底する。

